

富里市デマンド交通キャロリン号利用者規約

(趣旨)

第1条 本規約は、市が運行するデマンド交通キャロリン号（以下「デマンド交通」という。）の利用者の適正利用に関する必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) デマンド交通 事前登録制及び完全予約制で運行する乗合タクシーをいう。
- (2) 乗降ポイント デマンド交通における指定乗降場所をいう。
- (3) 乗降ポイント方式 乗降ポイントと乗降ポイントの間を運行する運行方式をいう。
- (4) ドア・ツー・ドア方式 デマンド交通の出発地又は目的地が利用者の自宅となる運行方式をいう。

(利用対象者)

第3条 デマンド交通の利用対象者は、市内に住所を有する者並びに市外から市内の学校へ通学する目的で利用する児童及び生徒で、市が定める利用条件を満たした者とする。ただし、利用者を介助する目的のために同乗する者（以下「介助人」という。）にあっては、この限りでない。

2 運行方式ごとの利用対象等は、別表1に掲げるとおりとする。

3 デマンド交通の利用対象者は、1人でデマンド交通車両に乗降可能である者とする。ただし、介助人の介助があれば乗降できる場合は、この限りでない。

4 介助人は、要介助者が医療機関への通院又は市役所への手続き等を行う際に必要な介助を行う場合に限り、同乗し利用することができるものとする。

5 未就学児がデマンド交通を利用する場合は、保護者が同伴することを利用の条件とする。

6 市外から市内の学校へ通学する児童及び生徒の利用条件については、別に定める。

(運行範囲)

第4条 デマンド交通の運行範囲は、富里市内全域及び近隣市町乗降ポイントと市内乗降ポイント間（ドア・ツー・ドア方式が利用可能な利用者は、自宅も可）とする。

(利用運賃)

第5条 1乗車1人当たりの運賃は、別表2に掲げるとおりとする。ただし、保護者が同伴する未就学児は、無料とする。

(支払方法)

第6条 利用運賃は、乗務員に支払うものとする。

2 利用運賃の支払方法は、現金又は回数券に限る。

3 回数券は、デマンド交通の車内で乗務員が販売する。

4 乗務員は、利用者から申出があった場合は、領収書を発行する。

5 領収書の発行は、現金収受があった場合のみとし、現金以外での利用時には発行しない。

(利用手順)

第7条 デマンド交通は、事前に利用者登録を行った上で、予約専用回線への電話又はWEB予約サイトにより、利用予約するものとする。

2 利用者登録の費用は、無料とする。

3 利用者登録の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) 企画財政部経営戦略課（以下「経営戦略課」という。）に登録の申込みを行うこと。申込みは、経営戦略課窓口、電話、FAX及び電子メールにて受け付けるものとする。

(2) 経営戦略課窓口及び電話での登録受付時間は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 登録には受付から数日の時間を要する場合がある。

(4) 登録内容に変更が生じた場合は、速やかに経営戦略課へ変更事項の届出を行うこと。

4 電話予約の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) デマンド交通予約センターの電話番号は次のとおりとする。

電話 0476-37-8588

(2) 予約時に氏名、利用する日時、出発地、目的地等を申し出ること。

(3) デマンド交通予約センターの開設時間は、午前8時から午後6時30分までとする。

(4) 1便から4便まで（午前7時から午前8時30分まで）を利用する場合は、前日までに予約すること。

(5) 予約については、乗車日の2週間前から当日の乗車予定時間の30分前までに予約受付を完了すること。

(6) 予約をキャンセルする場合は、乗車予定時刻の30分前までに必ずその旨をデマンド交通予約センターに連絡すること。

5 WEB予約の手続は、次に掲げるとおりとする。

(1) デマンド交通WEB予約サイトのURLは次のとおりとする。

サイトURL https://tomisato.koko-bus.com/consumer/users/sign_in

(2) 初めて利用する際には、利用者登録時に附番された利用者番号、生年月日を入力し、12文字以上の英字（大小）、数字、記号が混在するパスワードを設定すること。

(3) パスワード設定後は、利用者番号、パスワードの入力によりログインし、キャロリン号の予約メニューから乗車場所、降車場所、出発又は到着日時を入力し、表示された予約候補から希望の配車を選択すること。

(4) デマンド交通WEB予約サイトは臨時の改修などの場合を除き、原則、終日の利用を可能とする。

(5) 予約については、乗車日の2週間前から当日の乗車予定時間の30分前までに予約受付を完了すること。

(6) 予約をキャンセルする場合は、乗車予定時刻の30分前までに必ず、予約の確認・取消メニューからキャンセル入力すること。やむを得ず30分前までにキャンセル入力ができなかった場合にあっては、デマンド交通予約センターに連絡し、事前のキャンセルを行うこと。

(利用の際の留意事項)

第8条 利用者は、次の事項に留意すること。

- (1) 乗合運行により、到着予定時間に若干の遅れが生じることがあることを理解の上、時間に余裕を持った利用をすること。
- (2) トランクルームの利用を希望する場合は、電話予約により、事前にオペレーターに申し出ること。また、トランクルームへの積込み及び積下ろしについては、利用者自身又は介助人が行うこと。
- (3) 妊婦の方の利用は、事前に民間交通事業者の陣痛タクシーの登録をすること。また、出産の切迫など心身の状態が不安定な場合は、陣痛タクシーなどのデマンド交通とは別の移動手段を利用すること。

(利用者の禁止事項)

第9条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の座席を塞ぐような大きな荷物や大量の荷物を車内に持ち込むこと。ただし、予約時に申し出たトランクルームに収容可能な折り畳みのできる車椅子、シルバーカー等を除く。
- (2) 乗車した後に、行き先の変更、途中降車等の要望を申し出ること。
- (3) 飲酒後の泥酔若しくは酩酊状態で乗車し、又は車内で喫煙すること。
- (4) 車内を汚損し、又は汚損するおそれがある不潔な服装で乗車すること。
- (5) 乗合について理解又は協力せずに他の利用者の迷惑となる行為をすること。
- (6) 乗務員への不当な要求、暴言、暴行等により安全な運行を妨げること。
- (7) 暴力団等の反社会的勢力に属している者の利用又はそれらとのつながりをほのめかすこと。
- (8) デマンド交通の運行を妨害するおそれのある行為をすること。
- (9) 1人での乗降が困難な者が、介助人を伴わずに乗車すること。
- (10) みだりに予約のキャンセルを繰り返すこと。
- (11) 愛玩動物等（盲導犬、介助犬等の支援動物を除く。）を持ち込むこと。ただし、ケージに入れ、自身の膝の上で保持できる大きさであって、予約時の申出がある場合は、持込みを認める。その際、鳴き声、臭気、汚損その他の理由により他の利用者の利用に支障を及ぼすおそれがあると運行事業者が判断した場合には、トランクルームに収容した移動又は乗車を拒否することができることとする。
- (12) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第52条に定める持込禁止物及び安全運行や車内の衛生管理に支障を及ぼすおそれのある物（愛玩動物等の亡骸を含む）又は車内外を汚損し、若しくは損壊するおそれのある物を持ち込むこと。
- (13) その他本規約又は公の秩序若しくは善良な風俗に反すると認められるような行為をすること。

2 利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行い、市が今後適正に利用することが困難と判断した場合は、当該利用者に対して本サービスの利用を停止し、若しくは禁止し、又は利用者登録を取り消すことができる。

(忘れ物の取扱い)

第10条 車内における忘れ物は、運行事業者において一定期間保管した後、遺

失物法（平成18年法律第73号）その他関係法令に基づき所管警察署へ届け出ることとする。

（本規約の変更）

第11条 市は、必要と認めるときは利用者へ予告なく本規約を変更できる。この場合は、変更後の規約が適用されるものとする。

（本規約の公表）

第12条 本規約は、富里市公式ホームページに掲載するものとする。

（補則）

第13条 本規約に定めるもののほか、デマンド交通の適正運行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規約は、令和5年10月25日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この改正は、令和8年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正の施行日前に行われた利用予約については、なお従前の例による。

別表 1 （第 3 条関係）

運行方式	利用対象及び利用要件	備考
乗降ポイント方式	市民・市内在学者	
ドア・ツー・ドア方式	市民であって下の要件に当てはまる方	介助人にあっては市民以外可
	(1) 70 歳以上の方	
	(2) 要介護認定を受けている方	要介護認定を受けている方で、立ち上がりや歩行に支障がある方
	(3) 障害をお持ちの方	身体障害者手帳を取得している方で、平衡機能・下肢又は体幹機能に障害を有する方（障害者手帳 1 級から 3 級）
	(4) 介助を要する方と一緒に利用する介助人	・ 医療機関の受診 ・ 市役所手続きや事業（健診等）に限る
	(5) 就学前の乳幼児と一緒に利用する方	・ 予防接種等の医療機関受診 ・ 市役所手続きや事業（健診や教室等） ・ 子育て支援センターでの相談 ・ 療育機関の利用に限る
	(6) 妊婦の方	母子健康手帳の交付を受けた日から出産日までの期間を対象とする。また、必ず民間交通事業者の陣痛タクシー登録すること ・ 妊婦健診等の医療機関受診 ・ 市役所手続きや事業に限る

別表 2（第 5 条関係）

運行方式・利用者種別		移動区分	利用運賃
乗降ポイント方式	大人	市内移動	300円
		市外移動	500円
	小学生	市内移動	100円
		市外移動	300円
	(1) 後期高齢者 (2) 身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」という。）又は運転経歴証明書の交付を受けている者	市内移動	150円
		市外移動	250円
	障害者手帳の交付を受けている小学生	市内移動	50円
		市外移動	150円
ドア・ツー・ドア方式		市内移動	400円
		市外移動	600円